

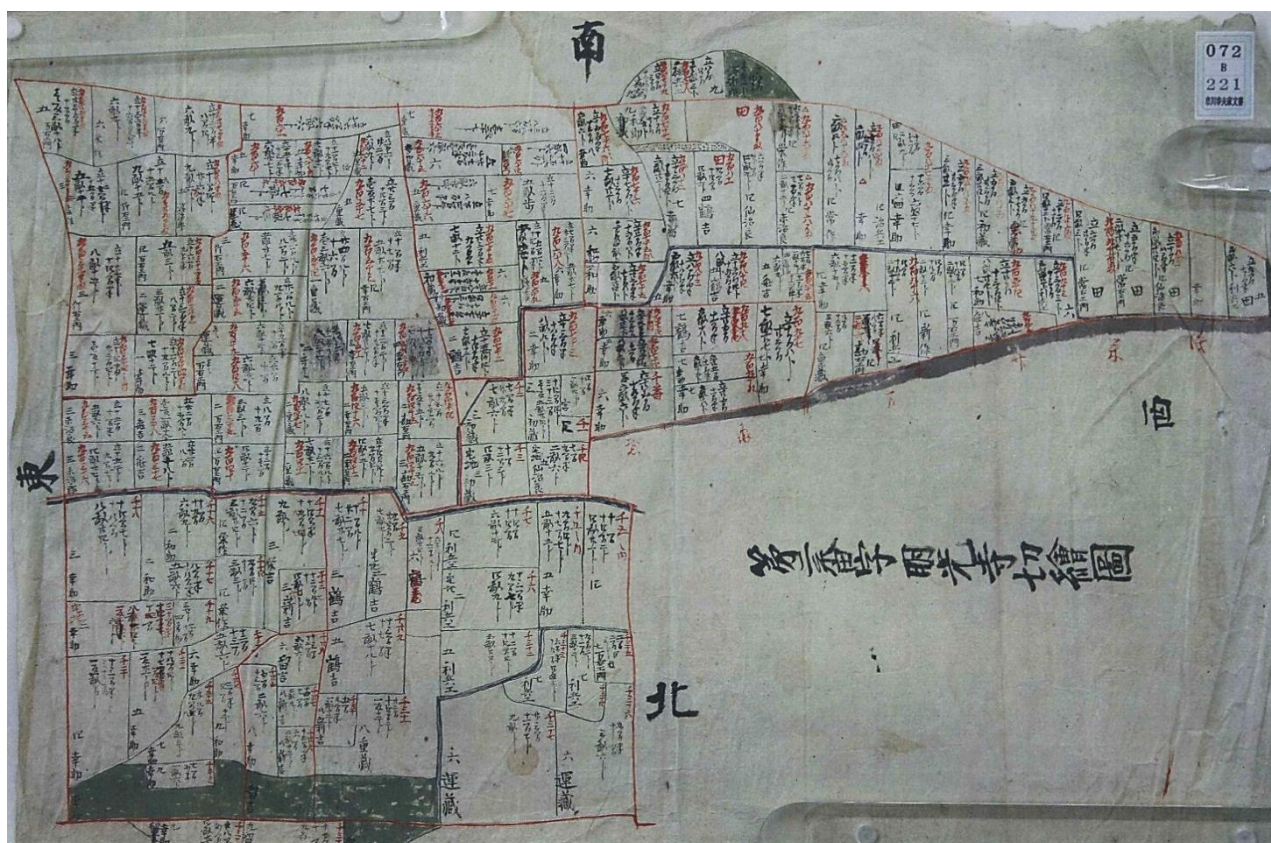
もんじょ紹介 No.21

平成 29 年 7 月 25 日～平成 31 年 2 月 4 日(展示期間)

市川幸夫家文書から

はじめに	1
1 江戸期の文書	2～6
2 明治期の切絵図	7～8
3 訴訟関連	9～10
4 書籍・冊子類	11～13
あとがき	

須坂市文書館 大塚尚三



字光明寺切絵図

生涯学習スポーツ課

須坂市文書館 Tel 026-285-9041

はじめに

本文書は、市内豊丘地区の市川幸夫氏^{さちお}が所蔵する文書で、総点数 1038 点を数える貴重な史料群である。

市川家は、明治初期に金田新作・一二治親子が市川家に養子として入り市川家を継いだとされ、金田氏以来数代にわたる史料が受け継がれてきている。

文政期以降の文書がしだいに増えていき、幕末期には須坂藩賄方（会計）に「金田新作」の名が見られる。また、明治初年には「須坂藩士族金田新作」と記された文書も見られ、同初期には、「金田新作」「市川新作」の氏名が混在する。その後、新作は金田姓に復し、一二治が市川姓を継いでいったようすを知ることができる。

また、江戸期を含めて大量の書籍・冊子類が残されている。とりわけ、市川千歳治（新作孫）が獣医師資格を取得していたため、科学・医学・数学関係の書籍史料が目立つ。さらに、史学（日本史・中国史）関連の書籍史料も多い。

加えて、「谷川用水水門設定立会事件」や「谷川用水新堰取潰請求訴訟」などの訴訟関連史料が大切に保管されており、宮城控訴院の判決文などはたいへん貴重である。

分類・史料点数などは、以下のとおり。

記号	分類項目	史料番号	史料点数
A	江戸期	1 0 9	1 5 2
B	明治期以降	3 3 6	4 8 5
C	訴訟関連	5 4	7 2
D	書籍・冊子類	1 6 9	3 2 9
	合 計	6 6 8	1 0 3 8

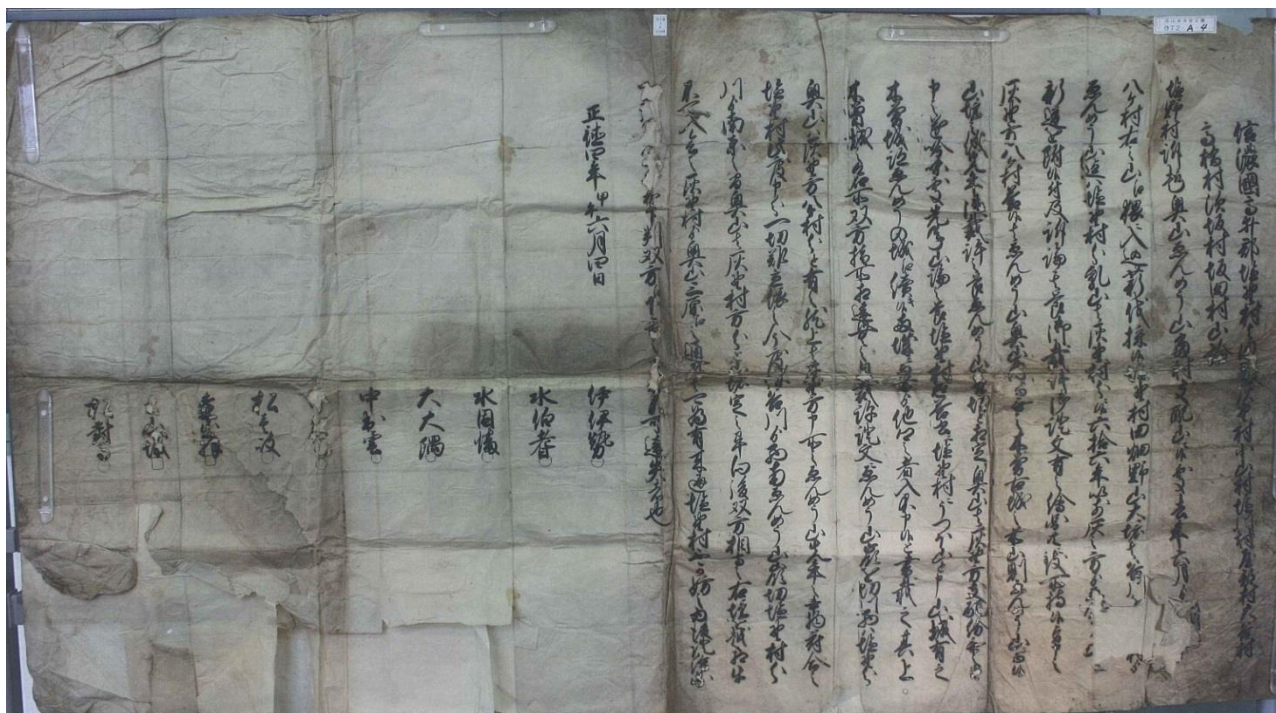
今回は、「1 江戸期の文書」、「2 明治期の切絵図」、「3 訴訟関連」、「4 書籍・冊子類」の4分類に大別し、その特徴的な文書を紹介する。

1 江戸期の文書

江戸期の文書（152 点）は、金田新作が所蔵した須坂藩関連の史料が引き継がれ残されている。その中から、以下の5点を選び紹介する。

特に、A-55、A-61 に注目したい。（この史料は須坂新聞にも紹介された）

- ・ A-4 塩野村灰野方八ヶ村山論絵図
- ・ A-11-1 下灰野村洞入組観音堂絵図
- ・ A-23 若者組取決め
- ・ A-55 堀恭之進上京猶予願
- ・ A-61 恭之進御礼に付伺



塩野村灰野方八ヶ村山論絵図

A-4 「塩野村灰野方八ヶ村山論絵図」

信濃国高井郡塩野村・同郡灰野村・小山村・塩川村・屋部村・大谷村・高橋村・須坂村・坂田村・山論

(中略)

今度弥谷川より西南えんめう山嶺切塩野村分、川より南東之間奥山者灰野村方分と山境定之畢

(中略)

正徳四年甲午六月四日

伊勢○ (伊勢伊勢守貞勅・勘定奉行)
水伯○ (水野伯耆守信房・勘定奉行)
水因○ (水野因幡守忠順・勘定奉行)
大大○ (大久保大隅守忠香・勘定奉行)
中出○ (中山出雲守時春・勘定奉行)
坪能○ (坪内能登守定鑑・江戸町奉行)
松老○ (松野老岐守助義・江戸町奉行)
森出○ (森川出羽守重興・寺社奉行)
土山○ (土井山城守利忠・寺社奉行)
松対○ (松平対馬守近禎・寺社奉行)

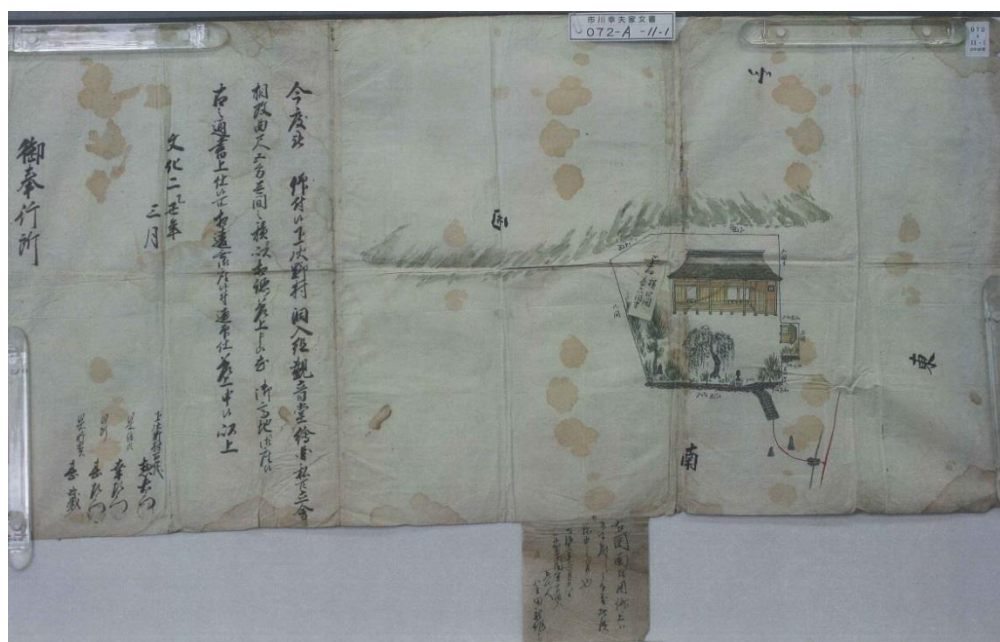
〈解説〉

正徳四年(一七一四)の塩野村と、灰野村・小山村・塩川村・屋部村・大谷村・高橋村・須坂村・坂田村(計八ヶ村)の薪伐採域に關わる山境山論裁許絵図(灰野方写)である。

裁許状によると、争論の場所を吟味した結果「塩野村の此の度の申し分は一切立ち難く」、「今回いよいよ谷川より西南のえんめう山嶺迄は塩野村分に、川より南東の間の奥山(乳山)は灰野方分と山境を定める」とした。絵図に「えんめう山」と「木曾城跡」間の嶺谷に黒線が引いてあり、その東方に「乳山 灰野方八ヶ村入会」とある。

江戸評定所の裁定で、勘定奉行伊勢伊勢守以下一〇人の署名が見られる。勘定奉行、江戸町奉行、寺社奉行の順になる。

1



下灰野村洞入組観音堂絵図

A-11-1 「下灰野村洞入組観音堂絵図」

今度被 仰付候下灰野村洞入組観音堂絵図、私共立会相改、曲尺五分老間之積ヲ以相認メ差上申候、尤御高地ニ御座候、右之通書上仕候所相違無御座候ニ付、連印仕差上申候、以上
文化二乙丑年三月

御奉行所

下灰野村百姓代 惣右衛門
同所 組頭 幸右衛門
同所 甚左衛門
同所 肝煎 甚 藏

〈解説〉

文化二年(一八〇五)三月作成、下灰野村洞入組の観音堂絵図である。どのような目的でこの絵図面を提出させたものかはわからないが、描かれた内容はかなり詳しいものである。縮尺は、一間(約一・八)を五分(約一五センチ)となつてゐる。なお、「御高地(租税負担地)」とある。

絵図面によると、観音堂の建物は横四間・長さ六間半で、建坪は二六坪と堂としてはかなり大きい。また、「巳午向」とあり南南東を向いていたこととわかる。土地(境内)は四角形に近い五角形で、東側は少し突き出た小屋分を含めて九間一尺、南側が六間二尺、西側が八間と北にやや折れた三間、北側が八間である。また、柳と松と思われる二本の樹木が見られる。

参道は、南東側の道路から橋を渡り、石段をあがるようになってゐるが、門はなく、石燈籠が一基見られる。

絵図面の下の貼紙を見ると、明治二二年六月になつてから観音堂の所在確認のため総代人金田新作により提出されたようも知れる。

一、事の人の道者あり事論
紅毛の海人の扱ひの礼明の上
中米和熟可改の事
一、著者一流平目交り新の器
随分賤賤の合喧囂の論未
云く根可改の事
石の條に與お書下り義お
肖作
河段の中を為根の河たけを
往くたけは河の中をたけを
みそ村の若者は二日九判
若出の作を修めし件

市書之道，今般也。極其下以遂
吾者之，其如我乎？
書有
所役人中

吾長
榮茂
榮化
七弟
已亥
榮化

A-123 「若者組取決め」

一人之妻妾娘下女多り共、不義不可致、万一猥之輩有之候ハ如何様ニモ御仕置被致候共、少も恨申間敷候事

一品ニより心得違者有之爭論
仕候共、餘人取扱候ハ、糾明之上、
早束和熟可致候事

一若者一流平日交り、朝夕心付

隨分睦敷申合、喧嘩口論等
無之樣可致候事

右之條々堅相守可申、若相
背候ハバ

御役人中より如何様之御取計を

請候共、少茂御恨申間敷候、

為其村惣若者共一同爪判

差出シ候処、仍而如件

嘉永四亥年七月

仙治郎 (爪印)
惣治郎 (爪印)
喜十郎 (爪印)
栄吉 (印)

榮
吉

同人弟久三（爪印）

八百三(爪印)

音吉(爪印)
若者小頭 栄藏
同断 栄作

御役人中
前書之通り、今般御取極被下候書付趣
若者共二堅為相守可申候処如件

若者取締役
七郎次 印
同断 己右衛門 印
行司 栄作 印

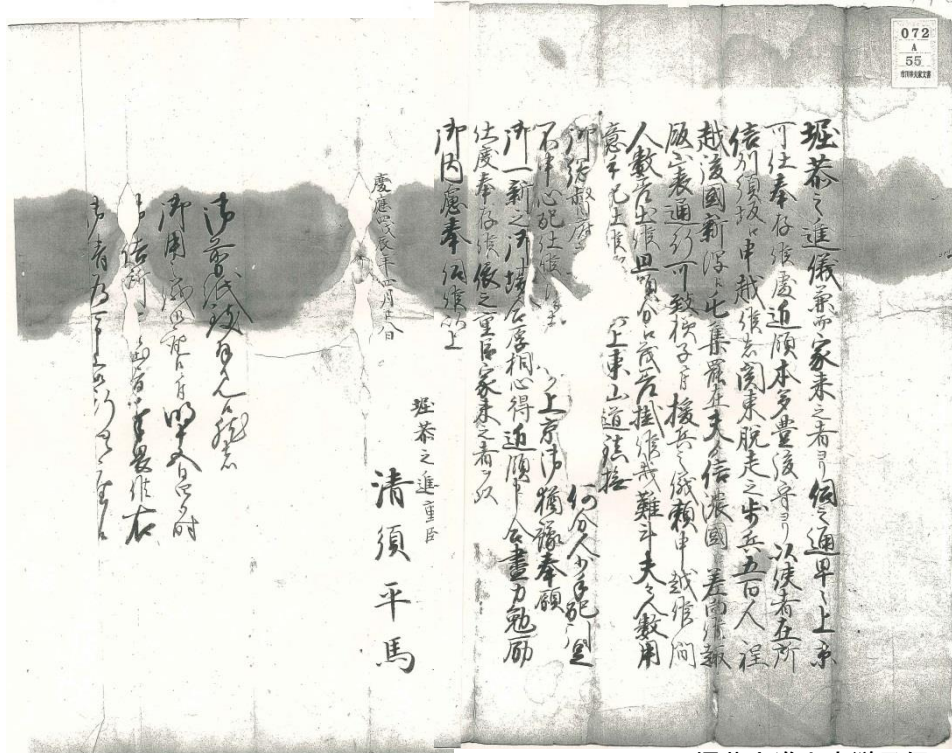
〈解説〉

この文書は汚損が激しく、前半部分も欠くため内容の一部しかわからない。今回は、その中でも興味深い内容の部分のみを紹介する。
他人の妻・妾・娘から下女に至るまで、不義(猥らな行為)をしてはいけないというもので、このような規定を作ること自体が実態として不義が行なわれていたことの証明につながる。

そのほか、争論や喧嘩口論も多かったこともわかる。このころの「五人組帳前書」には多くの規定が記載されているが、若者のなかには規定に従わなかった者がいたことになる。

したがって、「この規定を守るようにし、もし破るような者がいてどのような処罰を受けようとも、恨みがましいことはしないと約束する」というもので、村役人に提出している。その上で、若者全員が署名し爪印又は印を押している。若者自らが規制したかのようになっているが、実際のところは藩の役人からの命令が村役人を通してあったと考えられる。

奥書部分には、若者組取締役七郎次と己右衛門、および行司栄作の署名捺印が見られる。



堀恭之進上京猶予伺

A-55 「堀恭之進上京猶予伺」

堀恭之進儀、兼而家来之者ヨリ伺之通、早々上京可仕奉存候処、近領本多豊後守ヨリ以使者在所信州須坂江申越候者、関東脱走之歩兵五百人程越後国新潟に屯集罷在、夫より信濃国江差向候趣飯山表通行可致様子ニ付、援兵之儀頼申越候間人数差出候、且領分江茂差越候哉難計、夫々人数用意手配仕候「上東山道鎮撫御総督府」「何分人少手配引足不申心配仕候」「ク上京御猶予奉願、御一新之御場合厚相心得、近領申合尽力勉勵仕度奉存候、依之重臣家来之者ヲ以御内慮奉伺候、以上

慶応四戊辰年四月廿八日

堀恭之進重臣
清須平馬

御剪紙致拝見候、然者御用之儀御座候ニ付、明十五日四ツ時御詰所□□出旨奉畏候、右御請為可申上如斯御座候

（解説）

慶応四年（一八六八）一月一七日、須坂藩主堀直虎は江戸城中で徳川慶喜に諫言し自刃して果てた。その後、須坂藩では旧幕府へ藩存続を願ひ出るとともに、新政府に対し直虎の弟恭之進の藩主家督相続を願ひ恭順の意思を示した。そのため、三月一二日武州桶川への藩兵派遣や四月二〇日飯山蓮村への出兵など積極的に行っている。

この文書は、破損が激しく肝心の部分の詳しい内容が読み取りにくい。意識してみると、本来ならば上京して言上すべきであるが、「関東脱走の歩兵五〇〇人程」に対する飯山藩主本多豊後守から援兵の要請があり人数を派遣している（これが、四月二〇日の飯山蓮村出兵のことであろう）。また、須坂藩内へ賊徒が侵入するかもしれず、人数を用意しておかねばならない。よって、東山道鎮撫隊総督府に派遣する人数が不足し心配なので、「しばらく上京を猶予してほしい」また「御一新後は近領と申合せ尽力勉勵する」と重臣清須平馬の名で願ひ出ている。

この後、堀恭之進は五月一日、新政府から堀家一四代としての家督相続が認められ、直明を名乗った。

尚、後書き部分は「御用があるので、明一五四ツ時（午前一〇時）（詰所へ出頭の間）」と読めるが、どのようなことかはこの文面だけではわからない。

072
A
61
別冊文庫

堀内藏頭奉願置候通
相續被 仰有 遺領
無相違恭之進江被下置
難有仕合奉存候右沙禮
若年寄極方江廻勤之儀
病氣ニ付以名代可申上哉又
以使者申上候而宜沙座候哉
此段奉伺候以上

二月廿九日

堀恭之進家来

中野五郎太夫

恭之進御礼に付候

A-61 「恭之進御礼に付伺」

堀内藏頭奉願置候通
相續被 仰付、遺領

無相違恭之進江被下置

難有仕合奉存候、右御礼

若御年寄様方江廻勤之儀

病氣ニ付以名代可申上哉、又者

以使者申上候而宜御座候哉、

此段奉伺候、以上

堀恭之進家来

二月廿九日

中野五郎太夫

（解説）

この文書の内容を要約すると、

「堀内藏頭の願ひの通り家督相続が命じられ、遺領が間違ひなく下されたことありがたく思います。その御礼に若年寄の皆さまに御礼に伺うべきところですが、病氣のため名代をもって挨拶すべきか、使者をもって挨拶すべきか、お伺いします」

というもので、重臣中野五郎太夫の名で（若年寄衆へ）出されている。

堀恭之進の家督相続が新政府に認められたのは慶応四年（一八六八）五月一日であるが、須坂藩ではまず内藏頭直虎を病死として旧幕府に届け、恭之進の相続を願ひ出たと思われる。この二月廿九日というのはその一連のものである。若年寄からの内諾があったことが窺われる。

中野五郎太夫は須坂藩内佐幕派の筆頭格であつて、藩論を勤王路線に統一することに激しく抵抗している。藩主直虎・恭之進（直明）の側近ながら自説を曲げず、直明からの越後出兵隊長への就任要請を拒否し、結局のところ切腹を命じられている。

2 明治期の切絵図

明治期以降の文書（485 点）には、多くの切絵図が残されている。
その中から、以下の 5 枚の切絵図を提示する。

・ B-45 高井郡灰野村絵図

明治 6 年（1873）9 月 6 日付の灰野村切絵図で、簡略だが村の地理がわかる。
畑田成（畑を水田に仕立て直した耕地）を記してある。

・ B-156 小山村大字園里之内字中田全図

この絵図には「明治 22 年（1889）12 月調製」とあり、小山村・園里村・坂田村が合併した明治 22 年 4 月後に、何らかの事情で作成したものと考えられる。

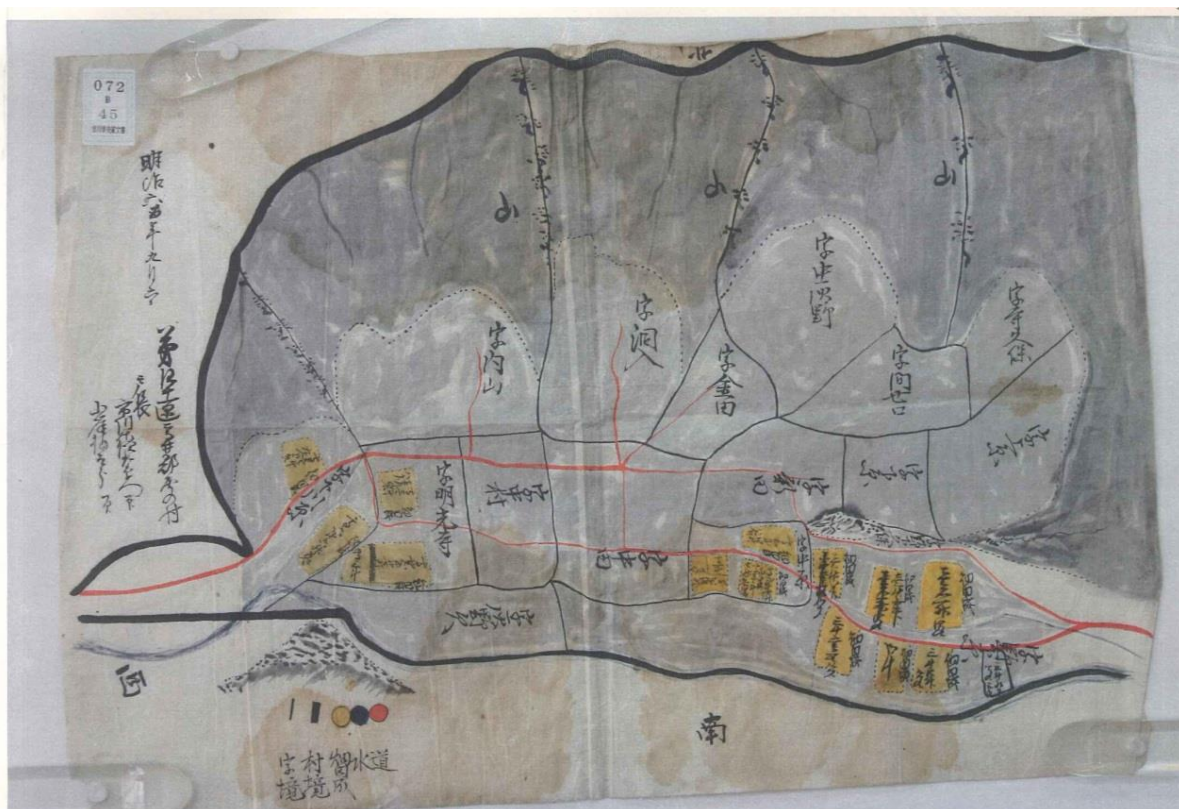
・ B-218-1 第壱番字灰野欠切絵図

・ B-218-2 字灰野欠切絵図

・ B-219 第四番字中田切絵図

B-218-1 以下（7 枚）は、地番ごとに縦・横の長さ、面積、所有者名が記されてある。彩色されたきれいな切絵図であるが、制作年代を確定する記述がないため、これらの切絵図は明治 22 年の合併前かそれ以降か確定できない。尚、明治 25 年 1 月には「小山村」から「豊丘村」へと村名を変更している。

B-156 と B-219 は、同じ字中田の切絵図である。同じ位置にあると推認される東端の地番を比べてみると、B-156 の 892 番に対し B-219（朱筆記載）は 1314 番と地番が異なっている。土地の形状は B-156 がより正確ではあるが、所有者名はなく「宅地・田・畑」別の記載のみである。当然ながら制作者及び制作年代の違いはあるだろうが、2 枚の絵図を重ねて検証をしていきたい。



高井郡灰野村絵図



字灰野欠切繪圖



第壹番字灰野欠切繪圖



大字園里之内字中田全圖



第四番字中田切繪圖

3 訴訟関連

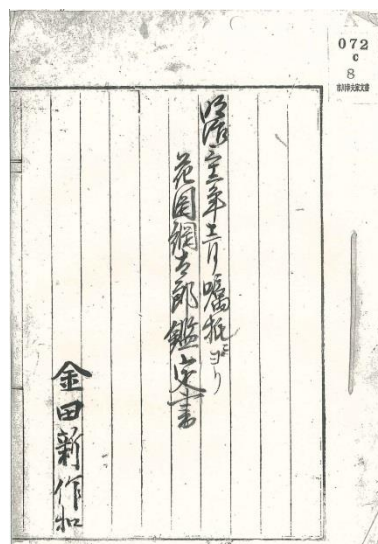
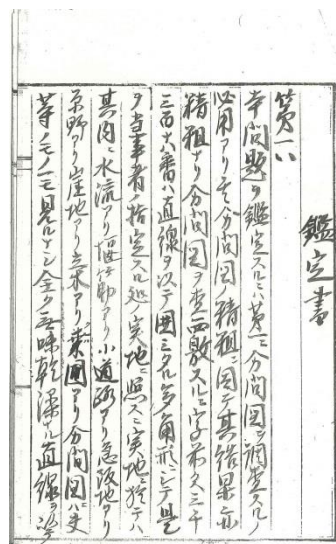
訴訟関連史料は 72 点と、他の町村に比べかなり多い。

C-11「谷川用水々門設定立会被告事件書類」が中心であるが、C-9「諸鑑定其外訴訟ニ関スル書類」から始まり、「谷川用水新堰取潰請求控訴事件」「谷川用水末流溜池水口訴訟」「水路専用権確認訴訟」と続く控訴審や上告審、さらに鑑定書・訴訟代理委任状などなど、関連する史料が多数見られる。また、別訴訟の史料も散見できる。

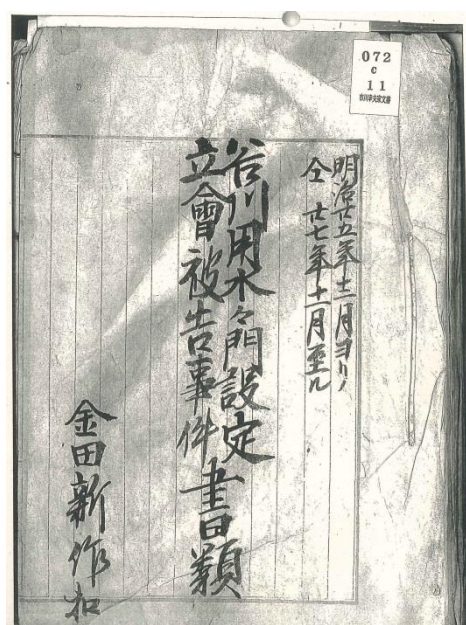
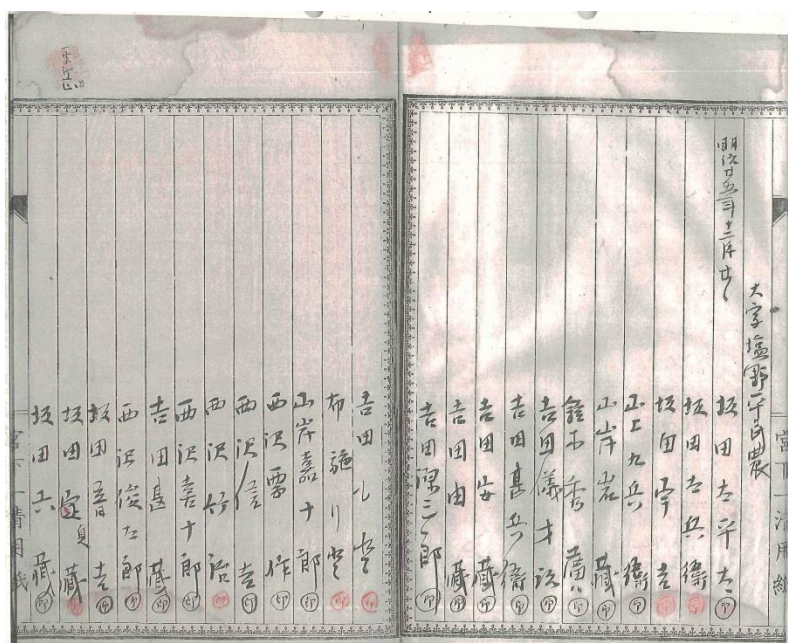
これらの史料は、きわめて大量かつ詳細であるうえ地理および民情など地域事情が複雑なため、内容を精査できるまでの判読は難しい。

今回は、以下の4点（部分）を紹介する。

- ・ C-8 花岡綱太郎鑑定書
- ・ C-11 谷川用水々門設定立会被告事件書類
- ・ C-15 谷川用水新堰取潰請求控訴事件之答弁書
- ・ C-27 判決原本（谷川用水末流溜池水口請求）



花岡綱太郎鑑定書



谷川用水々門設定立会被告事件

4 書籍・冊子類

書籍・冊子類はきわめて多い。江戸期のものもあるが、圧倒的に明治期のものが多く、総点数は 329 点を数える。

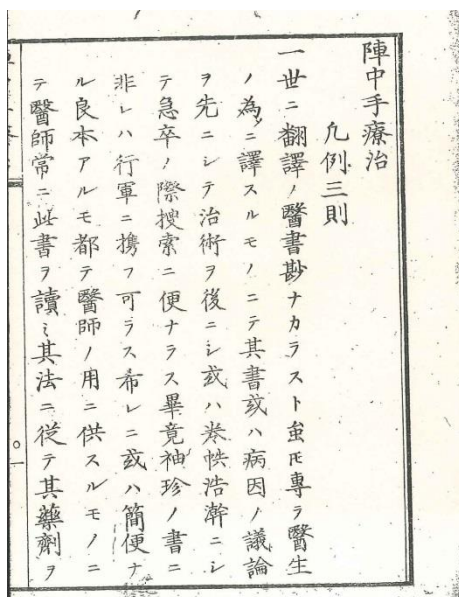
「上・中・下」3 巻（3 冊）や「一・二・三」3 巻（3 冊）程度のものから、D-33『日本外史』全 22 巻（10 冊）、D-151『史記評林』全 30 巻（20 冊）というような 10 巻（10 冊）を超えるような書籍類が多い。

まえがきに記したとおり、科学・医学・数学関係の書籍史料が多い理由は、市川千歳治（若くして死去）が獣医師資格を取得するために使用した教科書類が多いからである。また、「薬物学」全 4 巻など精緻な自筆史料も残る。これは、特筆できるものである。

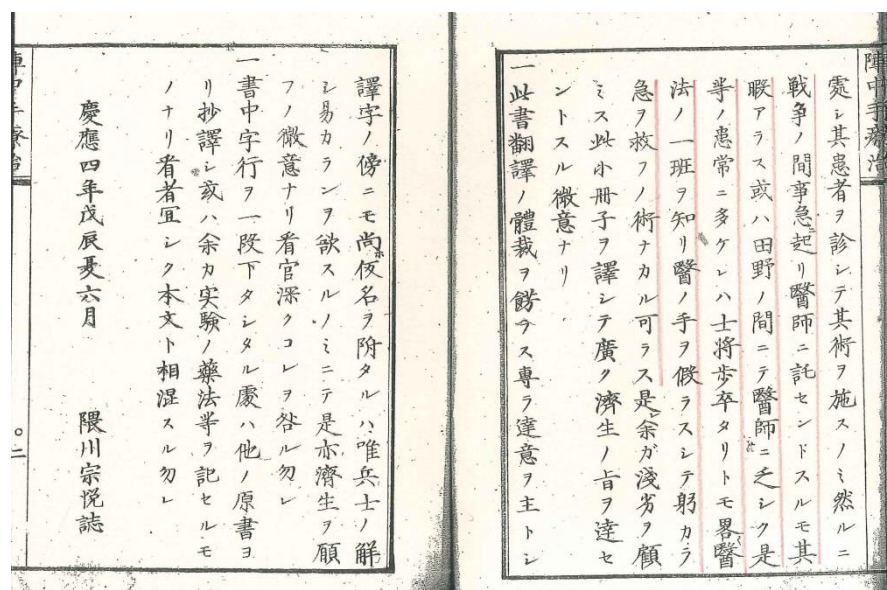
さらに、史学関係の書籍類が多いこと、所有者を表す金田・市川の印が押された史料が多いことも特徴である。

次の 2 点（部分）は、たいへん興味深いものである。

- ・ D-12 陣中手療治（慶応四年）
- ・ D-18 明治六年太陽暦（新暦）

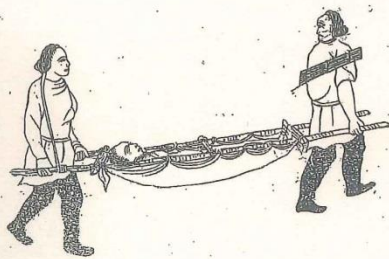


陣中手療治



此様子と其人の障害を様氣をつけたる
上へ持きたり、デランケツト又ハ蒲團等の両縁を
様子へよく綴付し、様子の両先へ紐を付け、其
肩小荷ふり、但一横棧の位置ハ首と足の
先一本ハ、尚一本ハ丁度腹部の処へ、
様子をすべきなり右の法にて怪我人病人を持運
ふときハ、柔くやり、上より下へ移さ
るゝゆへ、其ものを為し害ふくゝて且便利
なり。此法を用ひしハ、アメリカの土

人にて戦場へ用意
せしものなり
今ハ合衆國にて
急場は便利なりと以て
此法を用ひし
その図斯の如し



D-112 陣中手療治

慶応四年戊辰初秋

陣中手療治

隈川氏蔵版

(前略)

戦争ノ間事急ニ起リ、醫師ニ託セントスルモ其暇アラス、或ハ田野ノ間ニテ醫師ニ乏シク是等ノ患常ニ多ケレハ、士將士卒タリトモ畧々醫法ノ一斑ヲ知り、醫ノ手ヲ仮ラスシテ躬カラ急ヲ救フノ術ナカル可カラス

(中略)

此法を用ひしはしめしハアメリカの土人にて、戦場へ用意せしものなるが、今ハ合衆國にても急場に便利なるを以て、しばしくこれを用ゆと、その図斯の如し

(解説)

本書『陣中手療治』は、越後出兵の折に携行した物と思われる。

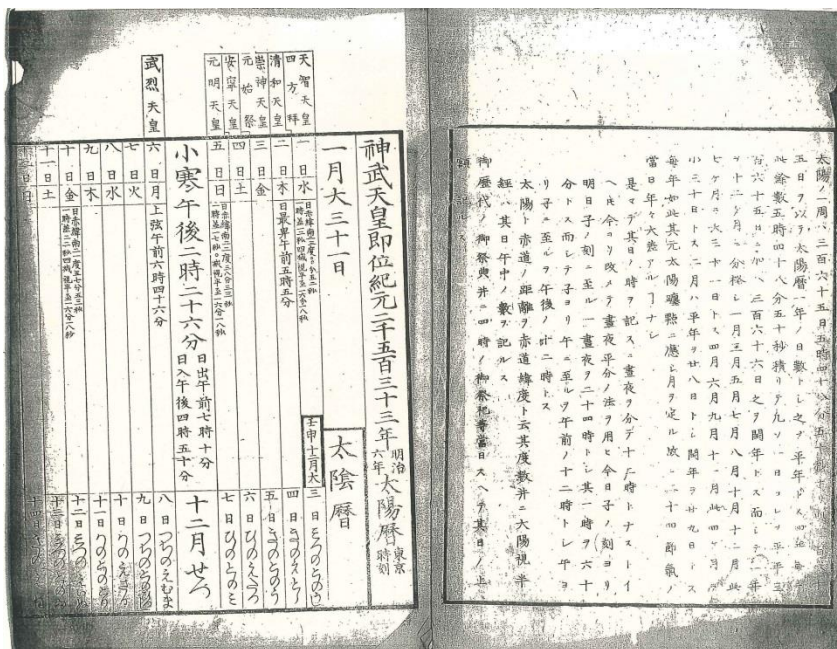
前書部分には、細かな内容が書かれているが、要は「戦争により急に治療が必要になっても、時間の余裕がなかったり医師がいなかったりすることが多い。将士も歩卒であっても医法の一部なりとも知っておき、応急処置ができないようなことがあってはならない」としている。

その内容は、(便宜上二段に分けて記す)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 一 薬法 | 一 蒸風呂 |
| 一 膏薬 | 一 沸騰散 |
| 一 病気の総論 | 一 療治の法 |
| 一 水に溺れたる人の療治 | 一 蛇に咬まれたる人の療治 |
| 一 骨を折りたる人の療治 | 一 銃創急場の療治 附陣中釣台の事 |
| 一 甚しき出血の療治 | 一 足豆の療治 |
| 一 高山を越すときの心得 | 一 雪積りたる病の通行する時の心得 |
| 一 疥癬の療治 | 一 歯の用心 |
| 一 渴したる人の療治 | 一 飢たる人の療治 |
| 一 毒虫に刺れたときの療治 | 一 中毒の療治 |
| 一 火傷の療治 | 一 蚤を防ぐ法 |
| 一 風をふせく法 | |
| 附録 | |
| 一 虎狼痢の療治 | 一 同く予防法 |

がある。

また、「銃創急場の療治 附陣中釣台の事」の項には、「陣中にて怪我人又ハ病人を他の場所へ移し遣らんには、左の如き釣台を用意すること」とある。釣台とは現在の担架のことを言う。この方法は、アメリカ原住民の使用法を取り入れたものと紹介し、図をも示している。



明治六年太陽曆

太陽ノ一周ハ三百六十五日五時四十八分五十秒ナリ、此三百六十五日ヲ以テ太陽曆一年ノ日数トシ、之ヲ平年トス、四年毎ニ此餘數五時四十八分五十秒積リテ、凡ソ一日コレヲ平年三百六十五日ニ加ヘ、三百六十六日之ヲ閏年トス、而シテ一年ヲ十二ヶ月ニ分格シ、一月三月五月七月八月十月十二月此七ヶ月ヲ大月トシ、四月六月九月十一月此四ヶ月ヲ小月トシ、二月ハ平年ヲ廿八日トシ閏年ヲ廿九日トス、毎年如此其元太陽點ニ応シ月ヲ定ル故、二十四節氣ノ当日年々大差アルコトナシ

是マデ其日ノ時ヲ記スニ、晝夜分テ十二時トナストイ
エドモ、今日ヨリ改メテ晝夜平分ノ法ヲ用ヒ、今日子ノ刻ヨリ
明日子ノ刻ニ至ル一晝夜ヲ二十四時トシ、其一時ヲ六十
分トス、而シテ子ヨリ午ニ至ルヲ午前ノ十二時トシ、午ヨ
リ子ニ至ルヲ午後トス

太陽ト赤道ノ距離ヲ赤道緯度ト云、其度數并太陽視半
徑ハ其日午中ノ數ヲ記ル

御歴代ノ御祭典并ニ四時ノ御祭配等、當日スヘテ其日ノ上
額ニ記ル

神武天皇即位紀元
二千五百三十三年
明治六年太陽曆

D118 明治六年太陽曆

ハイノ金田氏

定価二匁

〈解説〉

明治五年（一八七二）十一月九日、明治新政府は翌六年閏六月分の支出増や欧米各国との外交・貿易上の不利に対する解決策として、新曆（太陽曆）を採用することを決定し発表した。太陽曆（天保曆）は庶民に広く普及しており、「二月三日をもつて明治六年一月一日とする」という発表はあまりにも急であつたため、二月の売掛決算期間近の商家はもちろんだ庶民生活にも大きな影響を及ぼし戸惑いが広がつた。

すでに旧曆のままの「明治六年曆」が頒布されており、この「明治六年太陽曆」は庶民には敬遠された。そのため私製の曆（お化け曆）などと呼ばれたが、売られた。しかし、この新曆を「地方の金田新作が購入所持していたことは非常に興味深い。灰野村の重立者という立場もあるが、明治新政府による地方行政施策に対する強い関心が見てとれる。これは、今回の市川幸夫家文書調査での大きな成果といえる。

一年＝三六五日五時間四八分五〇秒とし、余り時間を積つて四年毎に三六六日の閏年にするとしている。さらに、平年の二月は二八日であるが閏年には二九日とするとしている。当然、基本は現在と同じである。

後書き部分には、「東京ヲ以テ中度トナス」とあり、標準時を東京としている。現在の「明石標準時」とは違つている。

また、「信州弘通所・同中捌 萬屋伴五郎」とあるが、萬屋伴五郎は善光寺門前大門町の需新社岩下伴五郎のことで、明治六年七月五日には『長野新報』（信濃毎日新聞）の前身）を刊行している。

あとがき

以上部分的ながら、重要な文書が多いことの紹介ができたと思う。

A-68 から A-76 までは「金田新作」の須坂藩内での地位に関わる史料であるとともに、B-2 から B-11 まで「須坂藩賄方金田新作」についての一連の史料と考え精査する必要がある。また、堀乙次郎・堀恭之進・中野五郎太夫・駒澤式右衛門・清須平馬などとの関係も精査が必要と考える。